

第二期愛知県図書館の基本的な運営方針 (2023-2027)

～県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指して～



2023年3月

愛知芸術文化センター
愛知県図書館

はじめに

愛知県図書館では、2014年8月に、今後の10年において目指すべき方向性を示す「愛知県図書館の基本的な運営方針」を策定し、すべての県民に役立つ拠点図書館を目指すという目標の下、「すべての県民への図書館サービスの提供」、「市町村立図書館等への支援」、「サービスを広げる図書館ネットワークの形成」、「図書館活動を支える県図書館の体制の整備」の四つの役割を柱として、図書館運営を行ってまいりました。図書館の運営にあっては、理念と専門性に基づいた経営戦略が重要であります。

現在、蔵書数は130万冊を超え、年間の入館者は約50万人、館外への貸出しは約40万冊に上るなど、多くの皆様に御利用いただいております。

一方、急速なデジタル社会の進展や新型コロナウイルス感染症の影響など、ここ数年で私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、県図書館は、こうした時代の流れに的確に対応していく必要があります。

また、近年、県図書館の入館者数や個人貸出数は漸減傾向がみられる一方で、県民からは、電子書籍やデジタル資料の閲覧など、図書館に行かなくてもWebサイトで資料が閲覧できる図書館への期待が高まっています。

さらに、図書館には、職場、学校又は家庭でもない、心地の良いサードプレイスとしての機能など新しい複合的な役目を果たすことが求められており、県図書館は、県民への情報発信や県民の交流賑わいの創出の場として、今後の新しい図書館像を示していく必要があります。

このため、基本的運営方針の終期を1年前倒しをし、2023年度を始期とする5年間の「第二期愛知県図書館の基本的な運営方針」を策定することといたしました。

第二期の運営方針では、これまでの県図書館の取組を継承しつつ、近年のデジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響など社会環境の大きな変化に対応するとともに、ポストコロナを見据えた新たな取組を盛り込みました。「新たな知の拠点の形成」を目標として定め、県民の皆様から親しまれ、信頼される図書館づくりに努めてまいり所存です。

策定に当たり、愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会の宇都宮委員長始め委員の皆様それぞれ専門のお立場から御指導賜りました。さらに、市町村立図書館からも貴重な意見を伺うことができました。ここに、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

2023年3月

愛知県図書館長 平松 哉人

目 次

I 基本的運営方針について	1
1 策定の主旨	1
2 目標	1
3 期間	1
II 現状と課題	2
1 現状	2
2 課題	4
3 新たに盛り込むべき視点及び目指すべき姿	4
III 第二期基本的運営方針の概要	6
IV 五つの「目指すべき姿」に向けた取組	9
1 すべての県民の「知りたい」に応える図書館	9
(1) すべての県民への図書館サービスの提供	9
(2) 人の成長・学びを支える活動	11
(3) 県民の求める情報を提供するための資料・サービスの充実	12
(4) 地域の文化・産業を支える図書館運営	14
2 情報発信・交流活動の拠点としての図書館	16
(1) 情報発信の拠点化	16
(2) 賑わい創出と県民の交流を促す場づくり	17
3 ネットワークのハブとなる図書館	19
(1) 市町村立図書館等への支援	19
(2) 広域図書館ネットワークの活用	23
(3) 図書館を取り巻く機関との連携強化	24
4 デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館	25
(1) 非来館型サービスの充実	25
(2) DXを意識したサービスの提供	27
5 持続可能なサービス環境を備えた図書館	28
(1) 充実したサービスを企画・提供する職員の育成	28
(2) 持続可能な施設管理等	28

V 数値目標	30
--------	----

VI 事業計画の策定と点検・評価	31
------------------	----

1 年度別事業計画の策定	31
--------------	----

2 点検・評価	31
---------	----

一口メモ

・協力貸出と相互貸借	10
------------	----

・あいちBookサポーター	14
---------------	----

・地域資料とそのデジタル化	15
---------------	----

・Yotteko (ヨッテコ)	16
-----------------	----

・横断検索システム「愛蔵くん」	20
-----------------	----

・あいちラストワン・プロジェクト	21
------------------	----

・東海・北陸地区の図書館ネットワーク	23
--------------------	----

・電子書籍サービス	25
-----------	----

(参考)

1 愛知県図書館の概要	参1
-------------	----

2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(2012年12月)	参2
--------------------------------	----

3 愛知県図書館の利用状況の推移等	参9
-------------------	----

4 2022年度県政世論調査(2022年7月実施)「愛知県図書館の利用状況とサービスについて」(概要)	参11
---	-----

5 愛知県図書館来館者アンケート(2022年2月実施)(概要)	参14
---------------------------------	-----

6 2022-2023年度愛知芸術文化センター運営会議図書館専門委員会委員名簿	参17
---	-----

I 基本的運営方針について

1 策定の主旨

愛知県図書館（以下「県図書館」）は、2012年12月文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（以下「望ましい基準」）」¹に準拠した第一期「愛知県図書館の基本的な運営方針（以下「基本的運営方針」）」（実施期間2014～2023年度）を2014年8月に策定しました。県図書館の「基本的運営方針」は、望ましい基準に基づくものであり、県民の知の拠点、すなわち拠点図書館としての県図書館の基本的な方向性を示すものです。

第一期基本的運営方針では、四つの柱（①すべての県民への図書館サービスの提供②市町村立図書館等への支援③サービスを広げる図書館ネットワークの形成④図書館活動を支える県図書館の体制の整備）の下、行動目標と運営指標からなる具体的な行動計画（前半5年間・後半5年間）を策定しています。さらに、この行動計画に即した事業計画を毎年策定し、その達成状況について、当館及び外部の有識者から成る図書館専門委員会²において点検と評価を実施しています。

第一期基本的運営方針及び後半5年の行動計画の終期は2023年度ですが、最近のデジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響による社会環境の大きな変化に鑑み、1年前倒しをして改定し、2023年度を始期とする5年間の第二期基本的運営方針とします。この基本的運営方針に基づいて毎年度の事業計画を策定し、外部の有識者からの点検と評価を行いながらPDCAサイクルによる進行管理を行い、図書館運営を行っていきます。

2 目標

県図書館は、1991年4月に愛知芸術文化センター愛知県図書館として開館するに当たり、愛知芸術文化センターの一翼を担う図書館として、「県民に開かれた図書館」、「資料情報センターとしての図書館」及び「県内の市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」を基本理念としています。時代の変化に伴う新たな課題に対応しながら、県民に様々な資料・情報と質の高い先進的な図書館サービスを提供する「拠点図書館」としての役割が求められています。

第二期基本的運営方針では、県図書館がこの地域の拠点図書館としての役割を一層果たしていくとともに、県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点として「新たな知の拠点の形成」を目指します。

3 期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

¹ 公立図書館は、「その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」（参考2）

² 愛知県図書館の円滑かつ適正な運営及び事業等を協議するための組織。図書館法第14条に規定する図書館協議会に相当する。構成員は9名で、有識者、公立図書館長、学校図書館関係者、公募委員から成る。（参考6）

II 現状と課題

1 現状

県図書館は、1959年に開館した愛知県文化会館図書部(愛知図書館)を継承し、1991年4月に愛知芸術文化センターの一部門として名古屋市中区三の丸に開館しました。

県図書館は開館以来、芸術文化センターの一翼を担う図書館として、「県民に開かれた図書館」、「資料情報センターとしての図書館」及び「県内市町村立図書館へのバックアップを行う図書館」を基本理念として、幅広い資料(図書、記録、視聴覚資料等)の収集と質の高い情報提供により、県民の知の拠点の役割を果たすよう努めてきました。開館時には約60万冊であった蔵書は、現在では130万冊を超え、年間の入館者は約50万人、館外への貸出しは約40万冊に上っています(新型コロナウイルス感染症のまん延時を除く。)。ここ数年の利用の推移を見ると、入館者数と個人貸出数は漸減傾向(表1)にある一方で、インターネットの蔵書検索数や電子書籍アクセス数は増加(表2)しています。

県図書館では、資料の提供だけでなく、パソコンやスマートフォン等によるインターネットでの蔵書検索、資料のオンライン予約、オンラインによる利用登録、スマートフォンのバーコードやマイナンバーカードでの貸出し、館内のフリーWi-Fi、電子書籍³等様々なサービスの提供や、SNS等での情報発信など先進的な取組を積極的に行っています。

そのほか、児童図書室、視覚障害者資料室、AV室を始め、県立図書館としての役割や県行政を推進する観点から、「地域資料」、「ティーンズ」、「ビジネス情報」、「多文化サービス」、「観光情報」などテーマごとに集約した各種コーナーを設置しています。

また、拠点図書館として県内の市町村立図書館⁴のニーズに応え、県立図書館として魅力のある特徴的なコレクションを構築するために、「ものづくり文化」、「地域」及び「健康・医療」の分野を重点的に収集しています。さらに、県立の図書館としての役割を果たすため、市町村立図書館や県立学校⁵への資料貸出や、借りた資料を地元の図書館で返却できる遠隔地返却制度⁶に加え、市町村司書職員の研修への要請にも積極的に対応してきました。

このほか、図書館の活動や読書についての関心を高めるため、特定のテーマに

³ 25 ページ口メモ参照。

⁴ 県内の市町村立図書館は、当館開館当初の1992年の69館(分館含む)から2021年には97館(同)となった。県内蔵書総冊数は、1991年度の10,890千冊から2020年度には22,858千冊、県内貸出総冊数は1991年度の22,754千冊から2020年度には34,494千冊となっている。(『日本の図書館1992』『同2021』日本図書館協会1993年、2022年)

⁵ 2022年5月現在 県立学校数 180校(高等学校 149校、特別支援学校 31校)。(『愛知県学校一覧 令和4年度』2022年)

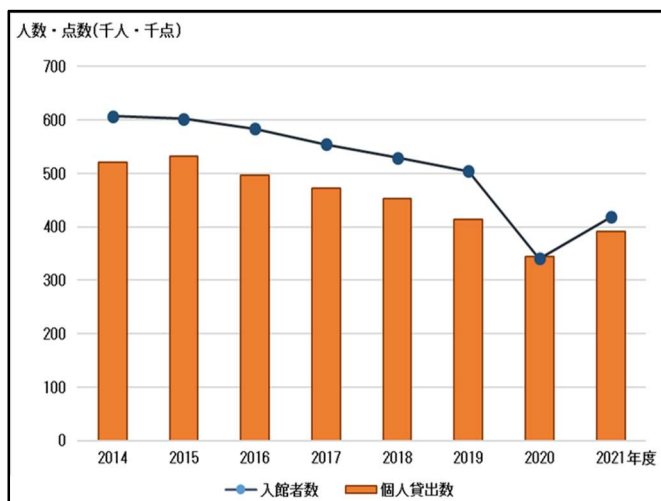
⁶ 東三河・西三河の一部・知多地域の一部の市町村立図書館等の窓口で、個人が直接県図書館で貸出した資料を返却できる「遠隔地返却制度」を実施している。2022年4月現在実施自治体数は21市町村。2021年度の利用数は2,145冊(656人)。

関する所蔵資料を1階エントランス Yotteko (ヨッテコ)⁷等を集めた企画展示や関連の講演会を県の各局、関係団体等と幅広く連携しながら行うことで、賑わいの創出にも力を入れてきました。

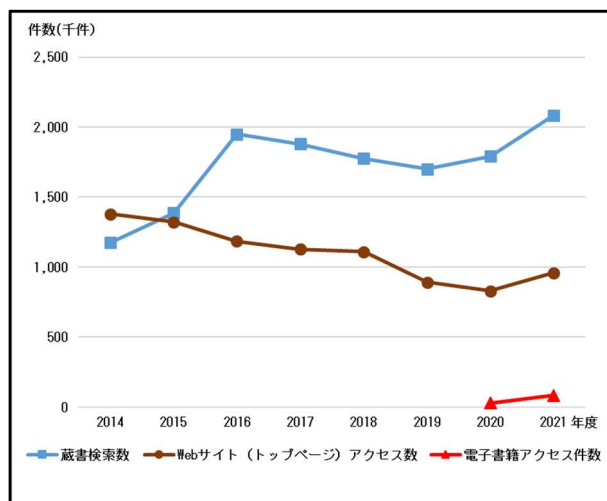
(第一期基本的運営方針の期間に新たに行った取組)

2014年 4月	クラシック音楽の配信サービス開始
10月	「あいちラストワン・プロジェクト」 ⁸ 開始
2015年 5月	国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」提供開始
2017年 4月	遠隔地返却制度開始
7月	フェイスブック (Facebook) 開始
10月	5階大会議室の開放開始 (学習用)
2018年 3月	1階エントランス「Yotteko (ヨッテコ)」の開設
3・11月	1階「東三河コーナー」、「観光情報コーナー」開設
4月	資料収集方針の改正 (「ものづくり文化」、「地域」、「健康・医療」の分野を重点収集)
9月	在架図書オンライン予約開始
2020年 5月	ユーチューブ (YouTube) 配信開始
2021年 1月	電子書籍サービス開始
8月	フリーWi-Fi サービス開始
2022年 1月	オンラインによる利用登録、スマートフォンバーコードによる貸出開始
2月	あいち Book サポーター制度 ⁹ 開始
3月	マイナンバーカードによる貸出開始
2023年 2月	雑誌スポンサー制度 ¹⁰ 開始

(表1) 入館者数・個人貸出数の推移



(表2) 蔵書検索数等の推移



⁷ 16 ページ口メモ参照。

⁸ 21 ページ口メモ参照。

⁹ 14 ページ口メモ参照。

¹⁰ スポンサーが雑誌の購入代金を負担し、雑誌のカバー等にスポンサーの名称や広告を掲載する制度。

2 課題

急速なデジタル社会の進展やDX¹¹化、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク等の「新しい生活様式」の普及など、ここ数年で私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、県図書館は、こうした時代の流れに的確に対応していく必要があります。

また、近年、県図書館の入館者数や個人貸出数は、漸減傾向がみられる一方で、県民からは、電子書籍やデジタル資料の閲覧など、図書館に行かなくてもWebサイトで資料が閲覧できる図書館への期待が高まっています¹²（県政世論調査）。県図書館は、来館者だけでなく、非来館者に向けたサービスの充実を図るなど、利用者の利用形態に応じた幅広いニーズに応えていく必要があります。

さらに、図書館には、職場、学校又は、家庭でもない、心地の良いサードプレイスとしての機能など新しい複合的な役目を果たすことが求められており、県図書館は、県民への情報発信や県民の交流・賑わいの創出の場として、今後の新しい図書館像を示していく必要があります。

3 新たに盛り込むべき視点及び目指すべき姿

第二期基本的運営方針では、上記の現状と課題を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに次の視点を盛り込みます。

- ① ICT¹³の進展による急速な情報環境の変化への対応（DX化）
- ② 「新しい生活様式」に対応した非来館型サービスの充実
- ③ 県民への情報発信、県民の活動・交流拠点としての図書館機能の強化

これらの新たな視点を盛り込み、以下の五つを「目指すべき姿」とします。

- 【1】 すべての県民の「知りたい」に応える図書館**
- 【2】 情報発信・交流活動の拠点としての図書館**
- 【3】 ネットワークのハブとなる図書館**
- 【4】 デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館**
- 【5】 持続可能なサービス環境を備えた図書館**

¹¹ 「デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念」（『令和3年 情報通信白書』）

¹² 参考4 問3参照

¹³ 「Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術のこと。従来から使われていたIT（Information Technology：インフォメーション・テクノロジー）に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。」（総務省「国民のためのサイバーセキュリティサイト」より）

これらの「目指すべき姿」を柱としつつ、県の各局、国等関係機関との連携を一層図りながら、新しい時代のニーズに対応した事業を行っていくとともに、県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点としての役割を果たしていきます。



自由に閲覧できる開架書架



閉架書庫



貴重書庫

Ⅲ 第二期基本的運営方針の概要

第二期基本的運営方針では、これまでの県図書館の取組を継承しつつ、近年のデジタル化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の影響など社会環境の大きな変化に対応するとともに、ポストコロナを見据えた新たな取組を盛り込みました。「新たな知の拠点の形成」を目標として定め、五つの「目指すべき姿」の下、十三の取組を柱として、県図書館の事業を展開していきます。

第二期基本的運営方針の概要

<目 標> 新たな知の拠点の形成
ー県民の「もっと知りたい」に応える知の交流拠点を目指してー

<期 間> 2023 年度～2027 年度

<目指すべき姿>

【1】「すべての県民の『知りたい』に応える図書館」

(1) すべての県民への図書館サービスの提供

- 誰でも利用しやすい図書館サービスの推進
- 障害者、高齢者、外国人など様々な県民への図書館サービスの充実

(2) 人の成長・学びを支える活動

- 児童やティーンズに読書の楽しみを伝え知の力を育てる活動
- 県民の知的欲求に応え生涯学習に資する講座等の開催

(3) 県民の求める情報を提供するための資料・サービスの充実

- レファレンスサービスのさらなる充実
- 拠点図書館としての継続的かつ計画的な資料収集及び保存
- 寄附制度（あいち Book サポーター）等を活用した資料の充実

(4) 地域の文化・産業を支える図書館運営

- 豊富な地域資料やビジネス関係資料を用いた情報提供等による活動支援

【2】「情報発信・交流活動の拠点としての図書館」

（1）情報発信の拠点化

- 県政の情報発信拠点としての Yotteko（ヨッテコ）等の活用
- 見せる（魅せる）図書館としての広報活動の充実

（2）賑わい創出と県民の交流を促す場づくり

- Yotteko（ヨッテコ）における交流の場としての新展開
- ボランティア活動の機会の提供
- 館内スペースの有効活用

【3】「ネットワークのハブとなる図書館」

（1）市町村立図書館等への支援

- 市町村立図書館等への支援（協力貸出、運営支援、市町村の人材育成）
- 県立学校等との連携

（2）広域図書館ネットワークの活用

- 東海・北陸地区図書館の相互貸借や研修の相互受講
- 国立国会図書館との連携強化

（3）図書館を取り巻く機関との連携強化

- 愛知芸術文化センター栄施設との連携
- 博物館、美術館、公文書館、大学、観光・商工関係など多様な機関との連携

【4】「デジタル技術の活用により新たな社会に対応する図書館」

（1）非来館型サービスの充実

- 電子書籍の充実
- デジタルアーカイブの充実
- オンライン利用登録の推進
- オンラインによる複写物の提供（公衆送信）の検討

（2）DXを意識したサービスの提供

- ボーンデジタル資料の収集、保存、提供
- Webサイトの利便性の向上等
- 図書館電算システムの更新

【5】「持続可能なサービス環境を備えた図書館」

(1) 充実したサービスを企画・提供する職員の育成

- デジタル対応など先進的サービスを提供するための人材育成
- 市町村立図書館支援に資する職員の育成

(2) 持続可能な施設管理等

- 新たなサービスに対応するための施設改善検討
- 施設老朽化への対応
- 災害、感染症等の危機管理対応
- 施設管理における指定管理者による効率的な管理